

令和 年 月 日

保護者 殿

青森県立弘前実業高等学校

校長 中 嶋 豊

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条の規程により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と学校内での感染拡大を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

もし感染症と診断された場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。医師からの登校許可がおりるまで、ご家庭でゆっくり休養させてください。また、感染予防のため人的接触は極力避けさせてください。

病状が回復して登校する場合には、医師からの許可を得て、下記の「出席停止届」を担当へご提出ください。

出席停止届

青森県立弘前実業高等学校長 殿

HR 番 氏名

《 学校において予防すべき感染症の種類 》

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト ラッサ熱、急性灰白髄炎、マールブルグ病、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）、風疹（3日はしか） 百日咳、水痘（水ぼうそう）、麻疹（はしか）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、流行性角結膜炎（はやりめ）、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス 細菌性赤痢、急性出血性結膜炎、パラチフス、その他の伝染病

★新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症については、第一種の感染症とみなす。

病 名 _____

診 断 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

令和 年 月 日

医師名 _____ 印